

議案第35号

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について  
大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月19日

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、大和市特定地域型保育事業所等における不適切保育等に関する第三者委員会を設置したい必要による。

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

大和市特定地域型保育事業所等における不適切保育等に関する第三者委員会	本市内の子ども・子育て支援法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所又はそれに類する施設において、不適切な保育若しくは重大事故が発生し、又はそれらの発生が疑われる場合において当該事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	5以内
------------------------------------	---	-----

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中第71号を第72号とし、第40号から第70号までを1号ずつ繰り下げ、第39号の次に次の1号を加える。

（40）特定地域型保育事業所等における不適切保育等に関する第三者委員会の委員  
第2条第1項中「第70号」を「第71号」に改め、同条第2項中「前条第71号」を「前条第72号」に改める。

別表中第70号を第71号とし、第40号から第69号までを1号ずつ繰り下げ、第39号の次に次の1号を加える。

40	特定地域型保育事業所等における不適切保育等に関する第三者委員会の委員	日額	14,000
----	------------------------------------	----	--------